

令和7年度第1回泉大津市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会  
議事録

開催日時	令和8年3月23日（月） 10時00分～11時00分
開催場所	市役所3階 大会議室
出席者 （委員）	松端委員長、濱田委員、寺内委員、森元委員、大野委員、中塚委員、 畑村委員、花野委員、上東委員、山本委員、甲田委員、山内委員
欠席者	河野副委員長、橘委員、廣橋委員
事務局	社会福祉協議会事務局長 濱辺、地域包括支援センター所長 寺岡、 保険福祉部長 松下、健康こども部長 藤原、福祉政策課長 法橋、障がい福祉課長 大和、 生活福祉課長 寒、健康づくり課参事 藤川、子育て応援課長 向井、 指導課長 藤谷、社会福祉協議会 河野、植田、飯田、福祉政策課 末武参事、雪本
案件	（1）第5次泉大津市地域福祉計画・第4次泉大津市地域福祉活動計画の活動の進捗について （2）自殺対策計画の進捗状況と自殺対策基本法改正について （3）重層的支援体制整備事業の進捗状況について （4）その他
資料	【資料】 次第 委員名簿 資料1 第5次泉大津市地域福祉計画・第4次泉大津市地域福祉活動計画 指標一覧 資料2 自殺対策計画（目標指標の進捗） 資料3 自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要 資料4 令和7年度泉大津市重層的支援体制整備事業の取組について

議 事 の 経 過	
発言者	発言の内容
事務局	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。本日は皆様方には何かとお忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日の司会を務めさせていただきます、泉大津市社会福祉協議会の河野と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>まず、はじめに本日の会議は公開となっております。</p> <p>傍聴を認めておりますが、本日は傍聴者がございませんでした。</p> <p>（配布資料の確認）</p> <p>（欠席者の報告）河野委員、橘委員、廣橋委員</p>
事務局	<p>それでは、ただいまから、令和7年度第1回泉大津市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会を開会いたします。本日の会議につきましては、泉大津市地域福祉計画推進委員会規則</p>

	<p>第6条第2項、泉大津市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱第6条第2項の規定により、委員定数15名中、本日の出席委員は12名でありますので、本委員会の会議は成立いたしておりますことを、まずご報告させていただきます。</p> <p>委員会規則第6条第1項、委員会設置要綱第6条第1項の「委員長が議長となる」の規定に基づき、委員長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>では、次第に沿って進めていきたいと思っております。では、案件(1)「第5次泉大津市地域福祉計画・第4次泉大津市地域福祉活動計画の活動の進捗について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第5次泉大津市地域福祉計画・第4次泉大津市地域福祉活動計画の活動の進捗についてご説明させていただきます。</p> <p>資料1をご覧ください。第4次泉大津市地域福祉活動計画の指標一覧については、本計画第4章施策の展開において、重点的に取り組むべきところを指標として掲げています。</p> <p>この指標については、本計画に示している「基本目標、施策、取組項目、取組内容、指標、令和4年度実績から令和10年度までの実績、令和11年の目標に区分けし、それぞれの年度ごとに31項目の取組を示しております。今回は令和6年度の実績と令和7年度12月末現在の実績を中心に、基本目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの中からそれぞれ1つずつ主な内容について、ご報告させていただきます。</p> <p>1つ目はNo.6のボランティア養成講座の講座参加人数です。ボランティア養成講座については、現在、介護予防と傾聴2つの養成講座を開催しております。</p> <p>令和6年度は福祉センターの大規模改修により開催日程が限られたため、参加人数は減少しましたが、令和7年度は通常どおり開催しており、462人の参加がありました。</p> <p>2つ目はNo.15のふれあい喫茶の開催の参加人数です。ふれあい喫茶は地域の居場所づくりの一環として実施されており、市内の色々な地域で実施されるようになってきております。この指標では、地区福祉委員会主催分のみを記載しておりますが、今期新しく開所された地域もあり、1302名と順調に参加人数を増やしております。</p> <p>3つ目は、No.24の地域包括ケアシステム構築に向けた総合相談事業の推進における地域包括支援センターへの相談件数です。令和6年度は1514件でしたが、令和7年12月末までで1250件となっており、令和6年度を超える件数を見込んでおります。地域包括センターの総合相談については、介護保険に関する相談、介護に関する相談、安否・関わり確認、認知症に関する相談などが主な相談内容となっております。相談経路としては、家族からの相談が最も多く、次いで本人からの相談となっております。</p> <p>1についての説明は以上です。</p>
議長	<p>3つに絞って説明いただきました、何かご意見、ご質問等ございませんか。</p>
委員	<p>ふれあい喫茶に関して、去年の件数は2023年に比べて減っているようですが、今年は浜地区で1つ、小松町が福祉委員さんがいなくなったんですが、復活してふれあい喫茶をするまでになったということで、すばらしいと思っています。今年度は3回も催しをされたということで、また増えてくると思いますが、なかなかふれあい喫茶は普通に実施すると、とても安いんです。旭さんでは、パンとコーヒーと玉子の3点セットで100円、なぎさ町ではコーヒー(お菓子付)で50円、松ノ浜町とか春日町ではパンが50円でコーヒーが100円、小松町では、コーヒーとクロワッサンで50円なんです。私は3回とも参加させてもらったのですが、自治会</p>

	<p>長さんがいらっしゃって、こんなにお年寄りがおられたんや、とびっくりされてました。なかなか普通にやっていると、安いから来てくれるかなと思っているとそういうことでもなく、何かもう少し工夫を凝らさないと人数が増えない。23年と24年では300人ぐらい減っている。何かプラスアルファということで、春日町では看護師さんがふれあい喫茶の時に血圧を測ってくださって、健康相談をすることになったんです。すると徐々に増えてくる。松之浜でもその方に行っていた。300人減ったということは、何か工夫が必要だと思っている。</p>
議長	<p>参加者がじわじわ減っているということだが、高齢者全体の数の中で75才以上の方は増えていると思う。だから、仰るように健康相談とか従来型のアクティブな活動よりは年齢層に応じて変える必要があるかもしれない。100円～150円でいけるなんて、赤字じゃないんですか。</p>
委員	<p>赤字でいいらしいです。人が集まってくればということで。福祉委員会と自治会からの補助もある。最初は無料という話もあった。「健康相談してもらえるかな」という感じで、おいしいコーヒーも安くて、来てもらえればよいということです。</p>
委員	<p>ずっと旭地区の喫茶をしていたのですが、虫取町でも自分達の手でやってみようということで、第1回をされた時に、その宣伝がすごかったんです。口コミで隣近所に言って回ったり、自治会で回したりして、5、60人ほど入りました。時間は9時～11時まで朝食時に合わせるような感じで大盛況でした。第2回をいつにしようか相談されているそうです。</p>
議長	<p>口コミの力はすごいですね。</p>
委員	<p>やはり、お年寄りは何か書いてあるものを見るより、口コミが一番。ましてや近所の方から誘われるというのがいいです。定期的を実施するまでになればいいですね。</p>
議長	<p>人類の最大の敵は「孤立・孤独」です。人がいなくなって、誰とも話さないのは辛いですね。</p> <p>では、次の(2)「自殺対策計画の進捗状況と自殺対策基本法改正について」事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>資料2の「自殺対策計画(目標指標の進捗)」について、報告させていただきます。まず、自殺死亡率については、令和6年実績は8.2で、目標値の15に対して、令和4年から6年までの平均値で11.8となります。</p> <p>つづいて、基本施策の指標については、令和7年度実績は12月末までとなります。基本施策1包括的な支援体制構築会議は目標値の実施に対して実施、基本施策2、ゲートキーパー養成講座の受講者数は、累計となりますが目標値1,000人に対して2,121人、つづいて職員・関係団体への出前講座・研修会の開催は、目標値1回に対して1回、基本施策3のゲートキーパーの認知度と自殺予防週間・自殺対策強化月間の認知度については、いずれも目標値を30%としておりますが、現時点の認知度は測っておりません。基本施策4の居場所づくり事業者数については、目標値の10か所に対して9か所、基本施策5の居場所づくり事業者数は、再掲となりますが、先ほどの通りです。CSWの相談件数は、目標値700件に対して、318件、基本施策6のSOSの出し方に関する教育の実施は、目標値の実施に対して実施となっております。</p> <p>つづいて重点施策についても、基本施策と同じく令和7年度実績は12月末現在となります。重点施策1の包括的な支援体制構築会議は目標値の実施に対して実施、重点施策2の市民生活応援窓口の相談件数は、目標値60件に対して25件、市民生活応援窓口の認知度は目標値50%としておりますが、現時点の認知度は測っておりません。包括的な支援体制構築会議は先ほどのとおりで、目標値の実施に対して実施しております。重点施策3の過労死等防止啓</p>

発月間の周知・啓発については、目標値の実施に対して実施となっております。

次に、資料3 自殺対策基本法改正について法律の概要を説明させていただきます。

改正の趣旨として、自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。

令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった平成30年以降、約43%増と最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍。10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。

こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。とされております。

次に、改正の概要については要約させていただきますと、

#### 1 基本理念の追加（第2条第6項・第7項）

○自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記

○こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

#### 2 こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加（第5条）

#### 3 基本的施策の拡充

○（第17条第3項にて）自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定

○（第18条にて）精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定

○（第19条第2項にて）自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定

○（第19条第3項にて）自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定

○（第20条にて）自殺未遂者等への継続的な支援を明記、（第21条にて）自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定

4 協議会（第4章）として、地方公共団体は、第19条（自殺発生回避のための体制の整備等）及び第20条（自殺未遂者等の支援）の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができるとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨が規定されました。

#### 5 状況の変化等を踏まえた検討（附則第2条）

○自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨が規定されました。

#### 6 こども家庭庁の所掌事務の追加（改正法附則第3項）

○こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策が規定されました。

以下の協議会の詳細な説明については省略させていただきますが、先ほどご説明した「4 協

	<p>議会」についてですが、地方公共団体は、協議会を置くことができるとされ、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととするとされており、自治体レベルでこどもの自殺対策にかかる協議会を設置できると明記されました。この協議会は任意ですが、国や大阪府、近隣市の動向を踏まえて検討する必要があると考えています。以上です。</p>
議長	<p>自殺対策に関しては、資料の一番上の死亡率が目標値 15 人に対して 8.2 ということは、抑えられているという理解でよろしいですか。</p>
事務局	<p>数字としてはそのようにご理解いただいて結構です。</p>
議長	<p>ゲートキーパー養成講座の受講数も目標 1000 に対して倍以上の成果ということですね。</p> <p>日本の特徴として、自殺者がずっと 3 万人ぐらい、10 年あまり続いていて、今 2 万人ぐらい、総数も減っているのですが、資料 3 の法改定の資料にもあるとおり、こどもの自殺が非常に多い。R6 年度で 529 人、10 代の死因の原因では自殺が 1 位で、いかに日本はこどもにとって、生きづらい社会か。関連する数字では、不登校が 35.6 万人、いじめの認知件数だけで 76.9 万人、わかっている分の数字なので、実際は水面下でもっと多い。毎年、生まれてくるこどもが 70 万人ぐらいで、その約半数にあたるこどもが不登校やいじめを経験するという異常な状況。しかも自殺者も 500 を超えて、こどもにとって生きづらい社会である。自ら命を落としてしまうのは由々しき事態なので、それについての対応として、心がしんどい時にそれに気付いて声かけする人がいたら、随分違うと思う。</p>
委員	<p>孫が小学生ですが、家庭での親の接し方が私の小さい時より締付けが多いと思う。何をやっても怒られると孫がよく訴えにくる。訴えて逃げる場所があれば大丈夫だが、核家族で両親がべったりで、きつく躰というか、親の思うとおりにならない場合でも、こどもの人権を認めてあげないといけないと思う。</p>
委員	<p>泉大津はおじいちゃん・おばあちゃんがそばにいる家庭がまだ比較的が多い気がする。</p>
議長	<p>親が必ずしもきちんとしているわけではないので、こどもは親以外の色んな人に触れられればいいが、親との関係だけで、学校も窮屈となれば逃げ場がない。こどもの居場所づくりも重要だと思う。</p> <p>法改正を受けて、今後は協議会を充実させていくということを取り組んでいくということですね。</p> <p>では、(3) 重層的支援体制整備事業について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>資料 4 「令和 7 年度泉大津市重層的支援体制整備事業の取組について」をご覧ください。</p> <p>泉大津市では、今年度から重層的支援体制整備事業を開始しました。</p> <p>イメージ図をご覧ください。複雑で見づらい点も多々あるかと思いますが、複合化・複雑化した課題を抱える世帯について、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に受け止めるために、属性を超えた相談についても、本人の同意有る無しに関わらず、支援が必要であれば話し合う場を持つことができるようになりました。属性に関わらず本人のニーズに合ったサービスにつなげたりすることができるように支援体制を構築するものです。</p> <p>次のページをご覧ください。これは重層事業につなげるためのフローチャートです。</p> <p>本人同意がある場合は、多機関協働事業者が受付をし、プラン案を立てて重層的支援会議に諮り、本人に合った支援をコーディネートします。</p> <p>また、本人同意がない場合で、支援が必要と判断したケースについては、今後関わる必要性</p>

	<p>がある関係機関を多機関協働事業者と包括化推進員が協議を行い、招集し課題の共有と役割分担、本人同意に向けた働きかけなどを行います。</p> <p>次のページが多機関協働事業で取り扱うケースの基準になります。参考にご参照ください。次のページが事例検討シートになります。</p> <p>次のページが、支援会議、重層的支援会議が建設的な意見が交わされるように取決めをしたもので、重層の先進市である福井県坂出市が実際使用されている心得を泉大津市版にしたものになります。</p> <p>最後に、重層的支援体制整備事業実施後の課題についてですが、複雑化・複合化した課題を抱える世帯で、支援に本人同意が必要なケースが潜在化しているので、今後の対策としては、地域住民と関わりのある CSW（コミュニティソーシャルワーカー）、CoW（コミュニティワーカー）、生活支援コーディネーターなどと連携し、地域で潜在化する課題のあるケースの掘り起しを行う。</p> <p>地域課題の把握についても、地域住民とつながりのある社会福祉協議会、民生委員、福祉委員などと連携し、地域課題の把握と対応についても考えていく必要があると考えています。以上です。</p>
議長	<p>これは、令和7年度から本格実施ということですね。</p> <p>重層的支援体制整備事業についてですが、社会福祉法では包括的支援体制づくりということで、これまでの「地域包括ケアシステム」も含め、高齢も子どもも障がいのある人も生活困窮の人もその他 LGBT とか外国人とか色々な課題がありますが、それらの課題を属性で判断するのではなく、困りごとがあれば、市としてしっかりと受け止めて対応していきましょう、ということで、包括支援体制を具体化するために、重層的支援体制整備事業というもので手上げ方式のものです。大阪府では実施率が高いかと思いますが、重層事業を通じて制度の狭間とか今までの仕組みでは対応しきれなかった市民の生活を支えるべく、仕組み作りをしていきましょう、ということです。ただ、最近は国の動きとして、補助金が年々減少するなど、財政的に厳しくなっている。ただ国がどうあれ、必要なものであるのは違いないわけです。大阪の場合、課題にある CSW が泉大津は人口7万人に対して5人、阪南市で人口5～6万人に対して5～6人、1万人強に1人の配置割合です。人口が多いところでは、何十万人に1人となっている。CSW はもともと大阪府独自の仕組みで生活の課題に何でも対応しましょう、というものです。仕組みがあっても動きにくいのは、困っていてもなかなか本人は「助けてくれ」とは仰らないし、支援をしようとしても本人の同意がなかったりしますので、そういう方への対応が課題ということですが、いかがでしょうか？重層事業が動き始めて、何か実際にリアルな実感として変わりましたか？</p>
委員	<p>頼りにしています。CSW の皆さんには常に把握してもらっています。</p> <p>浜地区で小地域ネットワーク推進会が2カ月に1回あり、今週もあったのですが、だいたい30名ぐらい集まります。そこには、担当の CSW さんが来られています。それぞれの地区で悩み事とか困りごとなど、いつも福祉委員さんが抱えている問題は多いのですが、その方に繋げていって、全体の役員会に上げていくのですが、そこに CSW さんも来てもらってお願いします。</p> <p>また、緊急通報装置を勧めており、鍵預かりもやっています。鍵預かりは10年以上前からやっており、当時、家でテレビとか冷蔵庫とかを潰すぐらい暴れる1人暮らしの方がいて、ケアマネージャーがいるので呼んでも親しみがなく、私が呼び出されて家に行き、わたしの顔を見</p>

	<p>たら付き合いが長いこともあって、落ち着くようなんです。</p> <p>中で居るのか居ないのかわからなくて警察を呼んだことがあって、その時は中におられて元気だったのでよかったんですが、鍵があればなあ、ということで、社協の方に聞いたところ、寝屋川でやっているとのことで、寝屋川の方に来ていただいて、実際に話をさせていただいたということがありました。オズさんに24時間体制で預かってもらっています。</p>
議長	<p>寝屋川では鍵預かりサービスが全国で1番早くからやっている。中で異変がある場合に入れないので、鍵を民生委員に預けるといってもありますが、民生委員さんにも生活があるので、もっとシステマチックにということで、24時間対応している入居型の施設に鍵を預かってもらい、何かあれば、その施設と警察に連絡をし、警察立ち合いのもと、中に入る仕組み。</p> <p>今日本全体の世帯類型で見ると1人暮らしの人が一番多くなっているの、泉大津でも同様に増えていると思う。国も「身寄りのない高齢者等の問題」ということで、1人暮らしで親族がいらないなど身寄りのない方が相当いる。高齢者等なので、高齢者に限らず、例えば「50代、1人暮らし、定職がなくて親族もいない」というような方は相当いると思う。身寄りのない方を地域でどう支えるか、というのが課題なのです。</p> <p>もうひとつ、成年後見制度については法改正の方向です。今までの日本の社会は家族に頼る仕組みになっている。日本の社会保障の給付水準は先進国の中で最低レベルだが、なぜ回っているかというと、家族制度があり、地域のネットワークがあるので、公的な社会保障制度が不十分でもそれで回ってきた。これだけ人口が減って、1人暮らしの方が1番多くなって、自治会・町内会も機能しなくなってきた、今まで日本の制度じゃないけど支えてきた仕組みが崩れてきている。本当ならもともと予測できることなので、早い段階で社会保障の制度を作り替えなければいけないけど、それもできていないので、地域での色んな課題がこれから噴出してくる。この重層事業も1つの切り口として仕組み作りが必要です。</p>
議長	<p>今年で1年経つので、2年目以降、重層事業は他機関協働の会議が重要な機会になります。府内でもそうですが、会議は開くけど空回りというか、あまりケースが上がってこない。本当は潜在的なことがあるけど、関係機関が把握することが少なかったりするの、いかにこれを上手く運用していくかが大事だと思います。</p> <p>(4)「その他」で何かありますか？</p> <p>ないようですので、これで、令和7年度第1回泉大津市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会を終了いたします。</p> <p>この後は、事務局よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>議長どうもありがとうございました。</p> <p>本日出された意見・提案等について、委員長・副委員長と協議しながら計画推進に活かしていきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上で本日の推進委員会を終了させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>